

飯田市森林整備計画(案) について

産業経済部 林務課

1

飯田市森林整備計画の樹立について

○森林整備計画とは

■森林整備のマスタープラン

- ・森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を規定
- ・地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得つつ、県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進

■主な計画事項

- 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項（地域の実情をふまえた森林づくりの構想等）
- 森林のゾーニング（重視すべき公益的機能に応じたきめ細かな森林施業を推進するため、「公益的機能別施業森林区域」を設定）
- 路網計画（効率的な森林施業を推進するための路網整備計画）
- 森林施業の方法（目標とする森林づくり構想を実現するための造林から伐採にいたる施業方法）

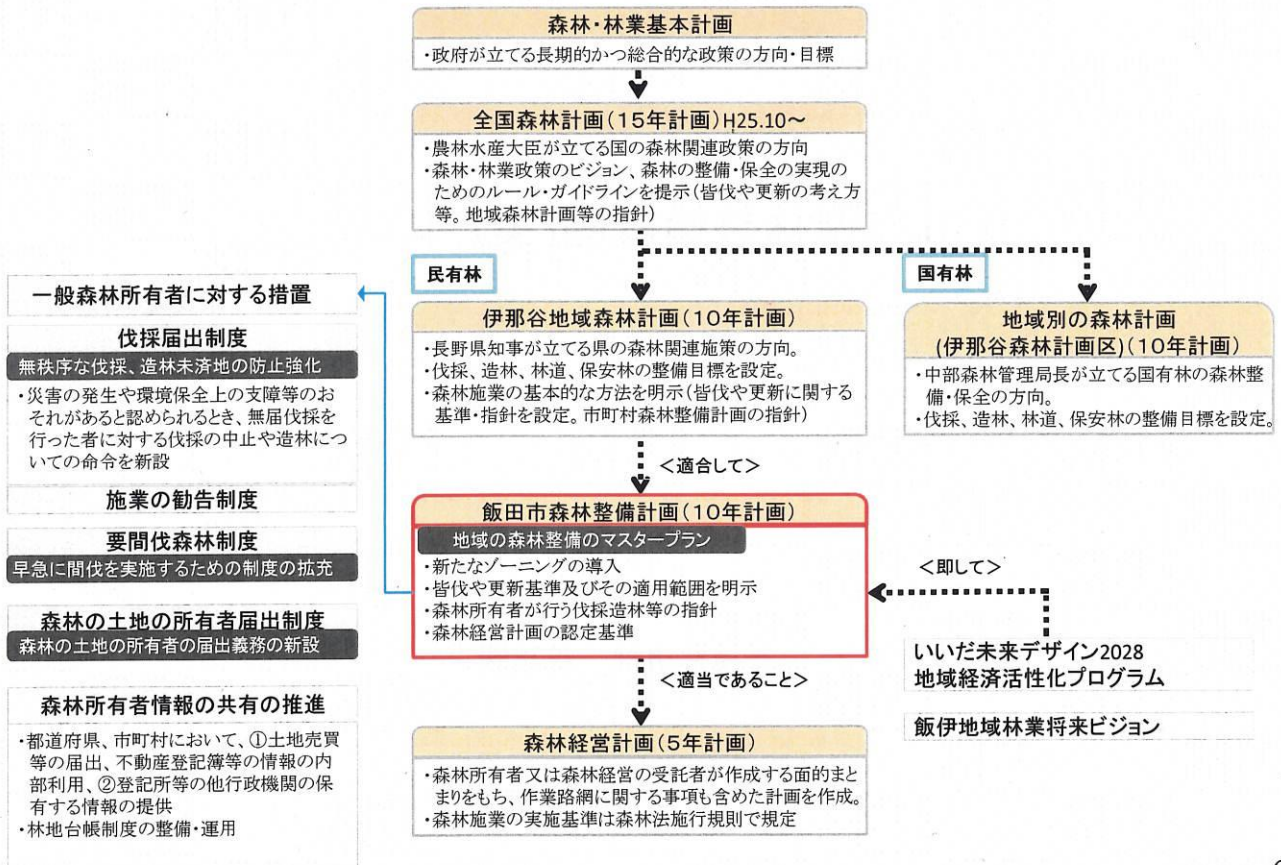
■計画期間等

- 2018(平成30)年4月1日～2028年3月31日(10年間)
- ・森林法第10条5により、県で策定される地域森林計画(伊那谷地域森林計画^{※1})に適合した内容で策定
- ・地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年計画

※1平成30年1月に樹立(計画期間:2018年4月1日～2028年3月31日)

2

森林計画制度の体系と各種制度



3

森林整備計画書の構成

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 (飯田市としての森林づくりの構想等)

II 森林整備に関する事項

- 第1 立木竹の伐採に関する事項(間伐を除く)
- 第2 造林に関する事項
- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法
その他間伐及び保育の基準
- 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
- 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
- 第8 その他必要な事項

III 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

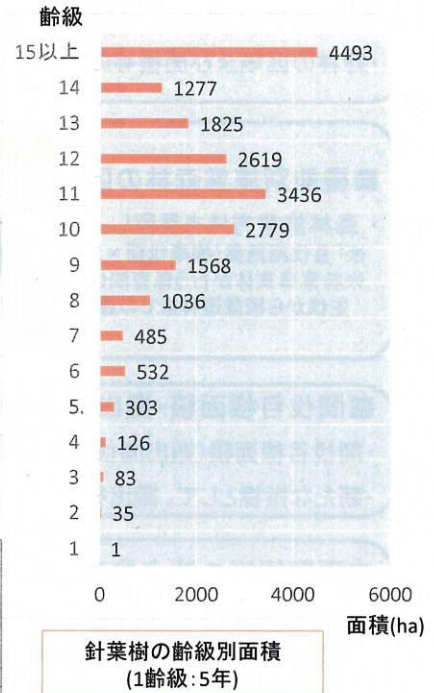
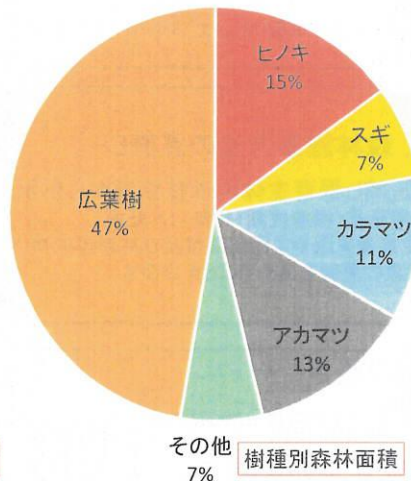
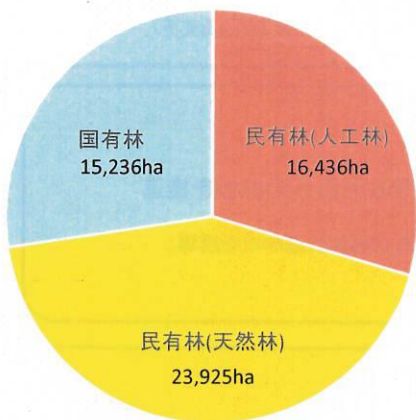
V その他森林の整備のために必要な事項

※ゾーニングや路網計画等について図示

4

飯田市森林整備計画(案)

1 飯田市の森林・林業の現状



- 飯田市の森林面積は、55,597haで森林率84%(私有林:国有林=73%:27%)
- 私有林面積の内、約41%が人工林(9割以上が8年齢級以上)で素材生産が可能な状態
- 地域産材や構造材・板材として利用できない木材の流通消費や有効活用を推進
- 森林病虫害・有害鳥獣被害が増加
- 住民の安心安全を確保するため、災害に強い森林整備が必要

5

飯田市森林整備計画(案)

2 計画の基本方針

■健全な森林の育成と木材搬出の推進

・森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、農業・林業・観光業が一体とした産業振興を図りながら、重視すべき機能に応じた適切な森林施業を実施

■多様な森林整備

・森林に対する市民の意識は林業木材生産のみならず、国土保全、水源かん養、地球温暖化防止など公益的機能が見直されてきており、多様な森林整備が必要。

・特に自然災害防止機能・水源林としての整備推進

6

飯田市森林整備計画(案)

3 現計画からの主な変更内容

■ 森林の区域及び面積等の修正

- ・森林の区域及び面積等の修正 (平成29年度長野県において、5年に一度実施される森林簿データの修正による変更)

■ 機能別施業森林の区域設定、森林施業方法の見直し

- ・森林施業方法を見直し、伐期齢を短縮し保育主体の森林整備から更新伐等の主伐への転換を推進
 - ※「長伐期施業(標準伐期×2)」から「伐期延長(標準伐期+10年)」へ転換
 - ※林業事業者が行う保育間伐から素材生産量を増やす搬出間伐及び更新伐主体への森林経営計画作成を誘導。主伐から植栽造林までの適正な森林資源の更新を進めることを目指す。

■ 間伐目標面積・搬出材積目標の設定

- ・間伐目標面積(搬出間伐含む)を修正 (間伐目標:3,000ha/10年、内搬出1,100ha/10年)
- ・新たな指標として、搬出材積目標を設定 (60,000m³/10年)

■ 課題認識の時点修正、市上位計画との整合、新たな取り組みの追記

- ・計画期間内で特に森林林業に関し取り組むことに「活プロ(森林・林業分野)の施策展開・方向性を記述
- ・その他森林整備に必要な事項に、「地域住民主体の里山整備の推進、人材育成」「木材利用の促進に関する事項」を追加

7

森林の機能と森林の区域 (ゾーニング)

- ゾーニングの目的は、地域における望ましい森林の姿への誘導。
- 発揮が期待される森林の機能に応じて、森林を5つの区域に設定
- 公益的機能を特に発揮すべき森林を「公益的機能別施業森林」に指定

公益的機能別施業森林

ア) 水源涵養機能が高いもの

- | | |
|---------------|-------------|
| 【法指定等】 | 【森林の属性・位置】 |
| ・保安林(水涵、干害防備) | ・上水道水源の集水域等 |
| | ・水源涵養機能が高い |

ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 38,143ha

イ) 山地災害防止機能/土壌保全機能が高いもの

- | | |
|--------------|---------------------|
| 【法指定等】 | 【森林の属性・位置】 |
| ・保安林(土流、土崩等) | ・下流域に保全対象 |
| ・山地災害危険地区 | ・山地災害防止機能/土壌保全機能が高い |

イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 11,241ha

ウ) 快適環境形成機能が高いもの

- | | |
|----------------------|--------------|
| 【法指定等】 | 【森林の属性・位置】 |
| ・保安林(飛砂、潮害、風害、雪害、霧害) | ・集落や農地の周縁部 |
| | ・快適環境形成機能が高い |

ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 0ha

エ) 保健・レクリエーション、文化機能(生物多様性保全機能を含む)が高いもの

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 【法指定等】 | 【森林の属性・位置】 |
| ・保安林(保健、風致) | ・森林公園、史跡等の周辺 |
| ・自然公園、登山道周辺 | ・希少動植物の生息地 |
| | ・保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い |

エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 328ha

木材等生産機能が高いもの

- ・林木の生育が良好な森林
- ・林道等の開設(予定)、地形等から効率的な木材生産が期待できる森林
- ・木材等生産機能が高い

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 9,333ha

(木材等生産機能が低いもの)

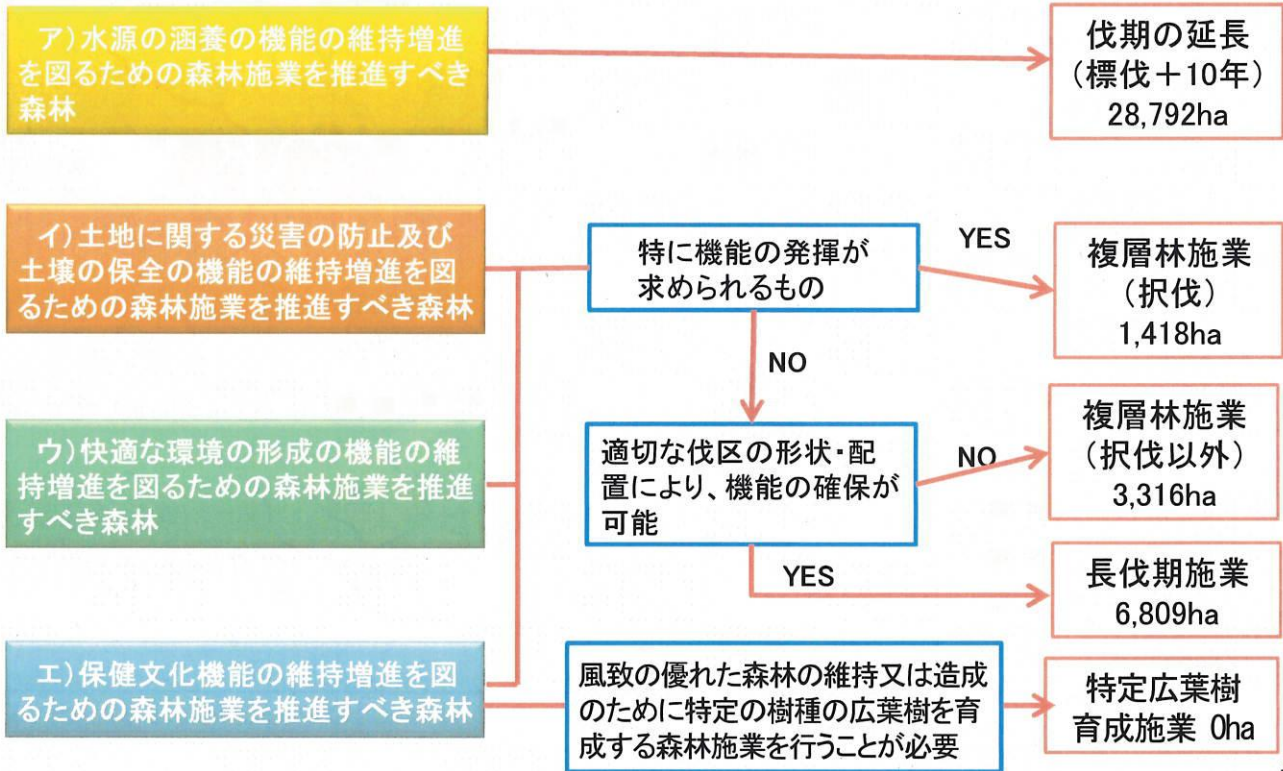
(白地)

区域が重複することも可能

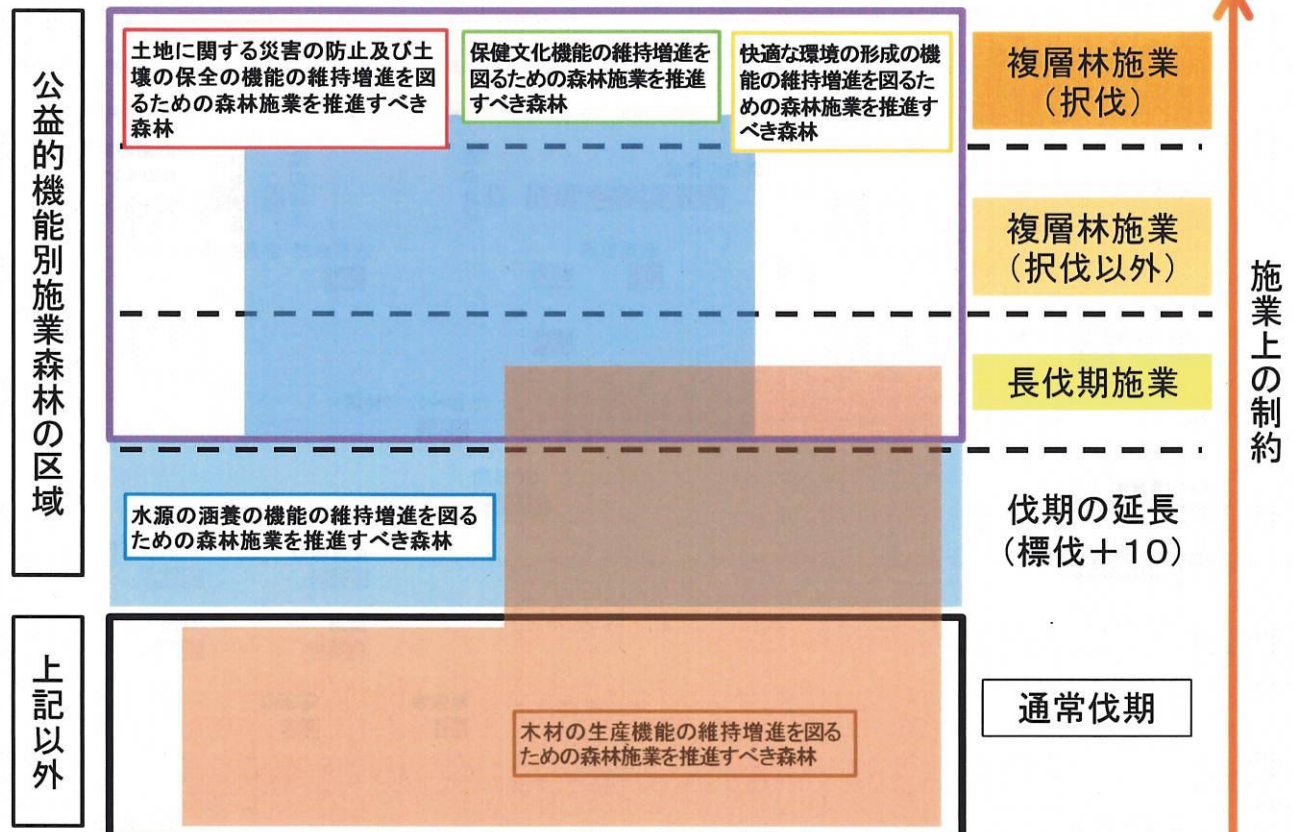
8

公益的機能別施業森林と森林施業

- 4つの公益的機能別施業森林について、最適な森林施業の方法を選択
- 森林の区域が重複する場合は、施業上の制約の厳しい施業種が適用



ゾーニングと施業の種類との関係 (イメージ)



※「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」においては、特定広葉樹育成施業の設定が可能。 10

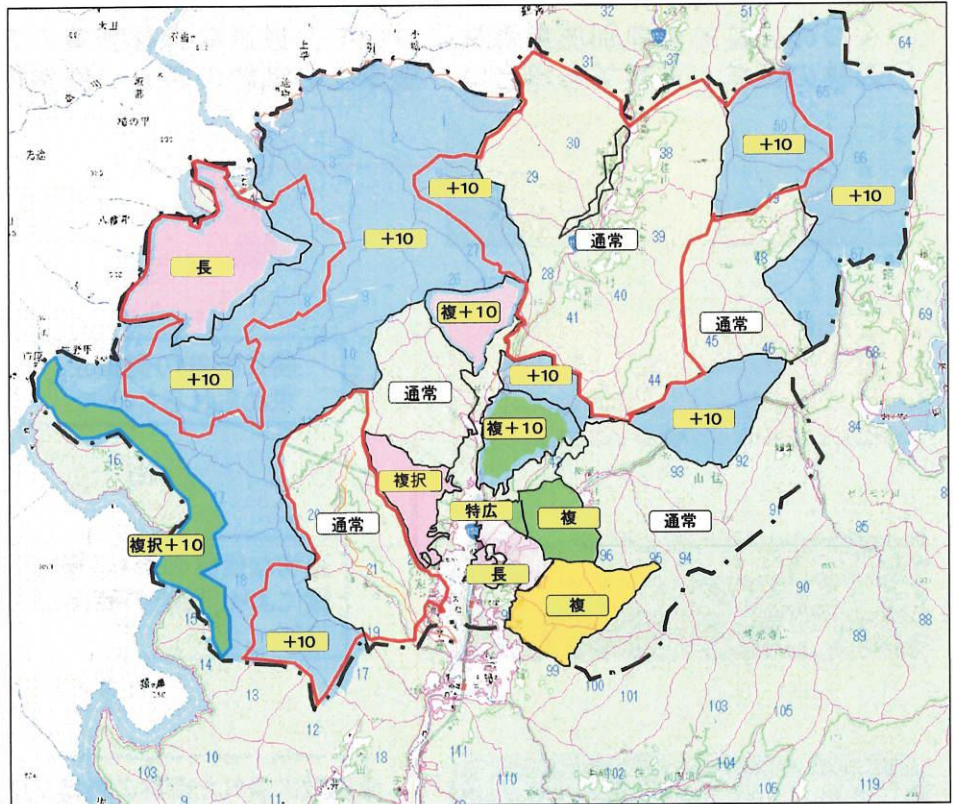
ゾーニングのイメージ

○ゾーニングの凡例

ゾーニングの種類	
公益的機能	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
基準を適用する	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
別用する	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
森林区域の実	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (生物多様性保全に係るもの)
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

○施業の方法

施業種(誘導の方法)	凡例
通常の施業	通常
伐期の延長を推進すべき森林	+10
長伐期施業を推進すべき森林	長
複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	複
択伐による複層林施業を推進すべき森林	複択
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	特広



※市町村独自のゾーニングの区域も設定可能

伐期の延長と、長伐期施業、複層林施業及び択伐による複層林施業のいずれかの施業とは、重複して記載することも可能。

11

今後のスケジュール

